

吹付けアスベスト等の 除去工事費助成について

練馬区では、建築物(工作物を含む。以下「建築物等」といいます。)のアスベスト対策として、吹付けアスベスト等の除去工事を行う費用の一部を助成します。

1 対象のアスベスト(以下「吹付けアスベスト等」といいます。)

- (1) 吹付けアスベスト
- (2) アスベスト含有率が0.1%を超える吹付け材

2 助成対象の工事

つぎに掲げる工事が対象です。

- (1) 露出した吹付けアスベスト等の除去工事
- (2) 既に囲い込み・封じ込めされた吹付けアスベスト等の除去工事であって、建築物等の増改修(修繕、模様替えおよび増築)等に伴い実施するもの

3 助成対象の建築物等

つぎの要件のすべてを満たしている建築物等が対象です。

- (1) 平成9年3月31日以前に建設された区内に所在する民間の建築物等であること
- (2) 吹付けアスベスト等の除去を行い、除去工事後も引き続き5年以上使用すること(練馬区耐震化促進事業助成要綱に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物と認められた建築物を除く。)

4 助成対象者

- (1) 対象の建築物等の所有者で、個人住民税および軽自動車税を滞納していない個人の方
- (2) 対象の建築物等の所有者で、法人住民税を滞納していない中小企業の代表者の方
- (3) 分譲共同住宅の共用部分の工事を行う場合にあっては、(1)にかかわらず、分譲共同住宅の管理者(管理組合の理事長等)の方

5 助成内容

建築物等の用途	助成率	助成限度額
戸建住宅	除去工事費用の3分の2	200万円
分譲共同住宅 賃貸共同住宅 事業所等	除去工事費用の2分の1	400万円

助成の対象となる費用は、工事費用のうち、吹付けアスベスト等の除去および処分に要する費用です。(千円未満切捨て。消費税相当額は対象に含みません。)

助成は1棟に対し1回限り。(過去に交付を受けた棟については助成対象になりません。)

6 助成事業の実施期間

4月1日から翌年3月31日まで

助成金交付申請から請求までの手続(裏面8(3)~(6))は、同一年度内(3月15日まで)に完了していただく必要があります。無理のない工事スケジュールをご検討ください。

7 助成金交付の申請方法

工事着工前に、所定の申請用紙に記入・押印のうえ、必要書類を添付して窓口(裏面参照)に提出してください。申請用紙は、区ホームページからダウンロードできます。

8 手続の流れ

- (1) 事前相談 [所有者] アスベスト含有の有無が不明の場合は、分析調査が必要です。調査費用の助成も行っていますので、ご相談ください。

 - (2) 現場確認 [区]

 - (3) 「吹付けアスベスト等除去工事助成金交付申請書」(第1号様式)の提出 [所有者]
 <添付書類>
 案内図 (1/25,000 以上)
 区域図 (1/2,500 以上) ... 敷地区域を赤色で表示してください。
 建築物等の配置図
 フロア平面図 ... 吹付け材の施工区画を明示してください。
 現況写真 (建築物等の外観および吹付け材の施工状態を撮影したもの)
 建築物等の所有者・建築年月日・用途・構造を証する書類 (アおよびイ)
 ア 3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本
 イ 確認通知書または検査済証の写し、あるいは建築確認申請受付台帳記載事項証明書
 税を滞納していないことを証する書類 (ウまたはエ)
 ウ 個人住民税および軽自動車税の納税証明書または非課税証明書
 個人住民税等の納付状況を区が確認することに同意される練馬区民の方および、分譲共同住宅の共用部分を工事する場合で、管理者の方が申請するときは、提出不要。
 エ 法人住民税の納税証明書または非課税証明書
 吹付け材の分析結果報告書
 複数の工事業者の見積書 (*) ... 税別で見積を依頼してください。
 法人に係る登記事項証明書 (中小企業者の場合)
 分譲共同住宅の管理者であることを証する書類および工事实施の決議を証する書類 (共用部分において工事を行う場合)
 耐震化促進事業全体設計承認書の写しまたは耐震化促進事業助成金交付決定通知書の写し (特定緊急輸送道路沿道建築物と認められた建築物の場合)

 - (4) 助成金交付決定の通知 [区]

 - (5) 除去工事の実施・完了 [所有者]

 - (6) 「吹付けアスベスト等除去工事助成金交付請求書」(第6号様式)の提出 [所有者]
 <添付書類>
 施工業者との契約書の写し
 施工業者の発行した領収書の写し等の支払を証する書類
 支払内訳書 (吹付けアスベスト等の除去・処分費であることを示す明細)
 施工業者が発行した除去工事完了報告書類 (写真等を含む) (*)
 工事に関与した「建築物石綿含有建材調査者」の講習修了証の写し (*)

 - (7) 助成金交付確定額の通知 [区]

 - (8) 助成金の交付 [区]
- * 助成を受けるには、「建築物石綿含有建材調査者」(国土交通省創設資格)が除去工事に関与することが必要になります。詳しくは、窓口でご相談ください。

[申請窓口] 練馬区 環境部 環境課 環境規制係 (本庁舎 18階)

T E L : 03-5984-4712 (直通) F A X : 03-5984-1227

e-mail : KANKYOU04@city.nerima.tokyo.jp